

九運保環第581号の2
平成27年1月30日

福岡県貸切バス協会長 殿

国土交通省九州運輸局
自動車技術安全部長



事業用自動車運転者の飲酒運転防止の徹底について

飲酒運転の防止については、従来から機会あるごとにその徹底を図っているが、平成27年1月28日に管内の自動車運送事業者の運転者が酒気帯び状態で運転していたという事実が判明しました。

このような事案は、公共性が高く輸送の安全確保を使命とする自動車運送事業として国民の信頼を大きく失墜する行為であり、誠に遺憾であり、事業者が行う飲酒運転の防止に係る指導・監督が徹底されていないと言わざるを得ません。

ついては、飲酒運転の再発防止の徹底を図るとともに輸送の安全に万全を期するため、下記事項について徹底するよう傘下会員に対し周知徹底願います。

記

1. 運転者を含めた全従業員に対し、あらゆる機会を捉えて飲酒運転の防止にかかる指導・監督の徹底を図るとともに、飲酒運転が招く結果の重大さを再認識させること。
2. 日常から、運転者の勤務状態、家庭環境、交友関係等についても把握に努め管理・監督の参考とすること。
3. 点呼時においては、運転者の顔色や呼気の臭い、言動等を十分に確認するとともに、アルコール検知器を確実に使用し飲酒運転の根絶を図ること。
4. 遠隔地において、やむを得ず電話等による点呼を実施する場合においては、アルコール検知器が適切に使用されているか確認するとともに、測定結果を確実に把握すること。

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
5. 転覆、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突若しくは接触した事故
6. 酒気帯び運転
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他社会的影響が大きいと認める事故(例:報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき)

一般乗合・一般貸切・特定事業者又は自家用有償旅客運送者

報告

速やかに

報告は福岡運輸支局へ!

福岡運輸支局整備部門保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話:092-673-1196 FAX:092-673-1197

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:090-7927-2013

1.~4.
(1.、2.
及び4.
については
乗客に
係るもの)
は特に速
やかに!

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに!

- ①事業者名
 - ②事業形態
 - ③発生日時
 - ④発生場所
 - ⑤事故車の登録番号
 - ⑥死者数、重傷者数及び負傷者数
 - ⑦事故概要
 - ⑧情報入手先
 - ⑨その他判明している事項
 - ⑩緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※第1報報告後の追加情報も速やかに報告